

下北地域一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画） （概要版）

1. 計画の目的

下北地域広域行政事務組合（以下、「本組合」という。）では、平成28年3月に策定した「下北地域一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」を指針として、ごみの減量化・資源化・適正処理を進めてきました。

本計画「下北地域一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」は、前計画から新しく整備された廃棄物関係法令や、本組合を取り巻く一般廃棄物処理に係る現状と課題を整理し、本組合としての一般廃棄物処理の方策に反映することを目的として改定を行うものです。

計画期間は令和7年度から令和21年度の15年間としています。なお、本計画は一般廃棄物処理の根幹となる長期計画であり、単年度ごとの実施計画の上位計画と位置づけられています。よって、中間目標年度を5年ごとに設け、社会情勢や法体系の変化など、計画の諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

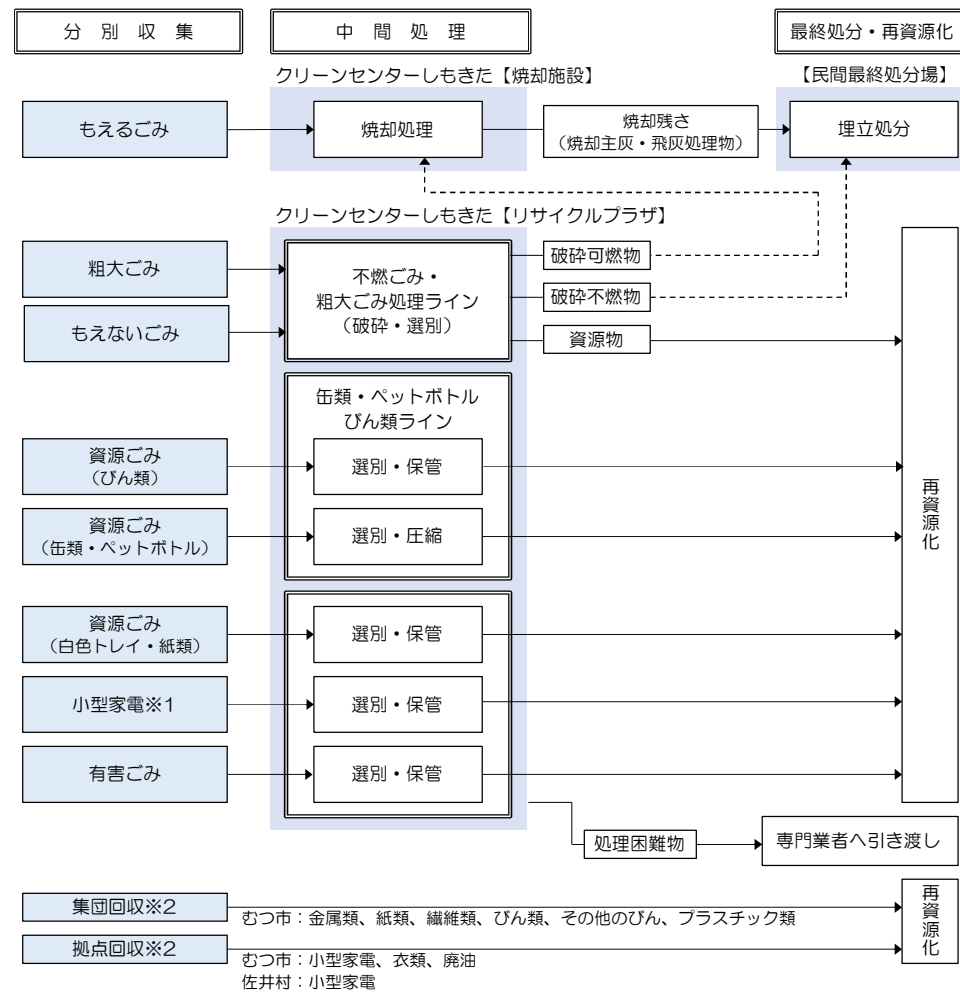
2. ごみ処理の現状

●ごみ処理フロー

本組合における現状（令和6年度以降）のごみ処理フローを示します。

本組合の構成市町村（むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村）から発生する一般廃棄物のうち、分別区分は大きく5種類（もえるごみ、もえないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみ）に分けられています。風間浦村・佐井村では小型家電の分別収集も行っています。

本組合では、これら構成市町村から発生した一般廃棄物をクリーンセンターしもきた（焼却施設／リサイクルプラザ）で処理・選別・保管等しています。

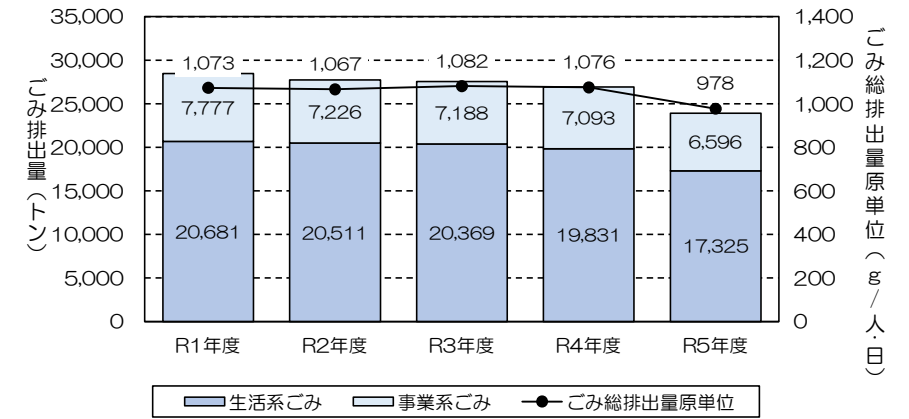


※1 風間浦村・佐井村が該当
 ※2 集団回収（金属類、紙類、繊維類、びん類）、拠点回収（衣類、廃油）は直接資源化
 集団回収（その他のびん、プラスチック類）、拠点回収（小型家電）はリサイクルプラザで中間処理

●ごみ排出量

本組合のごみ総排出量は令和5年度で**23,922トン**となっています。そのうち、生活系ごみは17,325トン、事業系ごみは6,596トンとなっています。

ごみ総排出量の推移は減少傾向となっている一方で、ごみ排出量の指標となるごみ総排出量原単位（人口1人1日当たり排出量）は、令和元年度から令和4年度にかけて横ばい傾向にありましたが、令和5年度では**978g/人・日**と、減少に転じています。



●リサイクル率

本組合のリサイクル率（資源化量÷ごみ総排出量×100）は、令和5年度で**21.8%**、直近の全国、青森県と比較すると高い値となっています。

しかし、令和6年度に移働したクリーンセンターしもきたは焼却方式をストーカ方式に変更したため、今まで計上されていたスラグ等の資源化生成物の搬出がなくなることから、令和6年度以降の資源化量及びリサイクル率は減少が見込まれます。

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
本組合※1	20.7%	18.4%	17.5%	28.8%	21.8%
全国※2,3	19.6%	20.0%	19.9%	19.6%	—
青森県※2,3	14.3%	14.0%	14.2%	14.0%	—

※1 資源化量÷ごみ総排出量×100
 ※2 出典：一般廃棄物処理実態調査結果
 ※3 (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) ÷ (ごみ処理量+集団回収量) ×100

3. ごみ処理の課題

本組合におけるごみ処理の課題は、以下のとおりと考えています。

【排出・収集運搬の課題】

- 排出段階におけるごみ発生抑制の推進
- 排出段階と収集運搬の住民サービスの均一化

【資源化・減量化の課題】

- ごみ総排出量原単位の削減
- リサイクル率の向上

【中間処理の課題】

- クリーンセンターしもきたの適正な維持管理
- 焼却処理量の削減
- プラスチック資源の分別

【最終処分の課題】

- 最終処分費の削減
- 最終処分場の適正管理

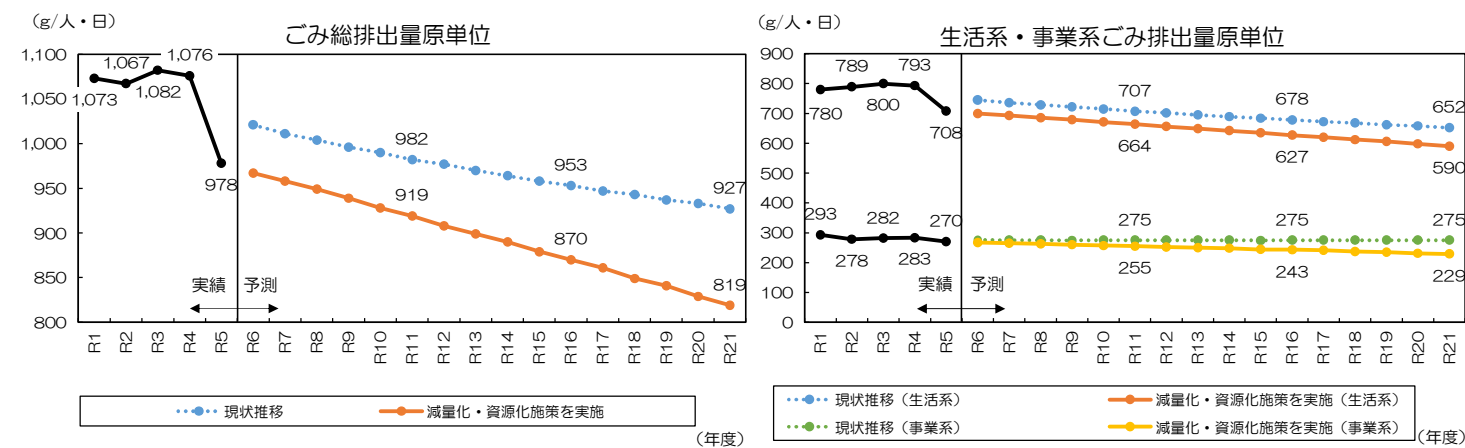
4. 減量化・資源化の目標設定

減量化・資源化の取り組みの目安となる数値目標を次のとおり設定します。

ごみの減量化目標

国の基本的な方針が「令和 12 年度において 1 人 1 日当たりごみ排出量令和 4 年度比約 9%削減（1 年で約 1.1%≒1.0%）」としているため、本計画においても計画目標年度である令和 21 年度において、ごみ総排出量原単位を令和 5 年度比で約 16.0%削減することを目標とします。

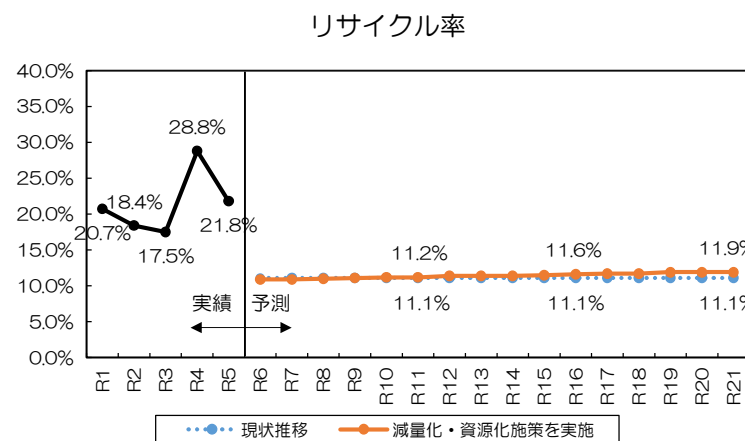
これにより、令和 21 年度までにごみ総排出量原単位 **819g/人・日**（生活系ごみ排出量原単位 **590g/人・日**、事業系ごみ排出量原単位 **229g/人・日**）の達成を目標とします。



ごみの資源化目標

本計画では、現在の分別品目において分別回収を徹底することを念頭に、容器包装廃棄物（ペットボトル、白色トレイ、紙類、びん類、缶類）の排出段階の回収率を、計画初年度の令和 7 年度以降に年 1.0%ずつ増加させることを目標とします。

これにより、令和 21 年度までにリサイクル率 **11.9%**を達成することを目標とします。



5. ごみ処理基本計画

●基本方針

- ごみ排出量の削減・リサイクル率向上を目指す。
- 施設の適正な維持管理及び更新

●計画目標年度：令和 21 年度

●中間目標年度：令和 11 年度、令和 16 年度

●排出抑制に関する事項

本組合及び構成市町村の役割

- 環境教育・普及啓発活動の実施
- ごみ処理手数料の見直し
- マイバッグ運動等の普及・推進
- 地域における資源循環の促進
- 集団回収奨励事業の実施及び導入検討
- バイオマス資源（生ごみ）の有効利用普及啓発・リサイクル促進
- 資源ごみ拠点回収ステーションの導入
- 廃食用油のリサイクル促進
- 排出事業者に対する指導

住民の役割

- 分別区分の遵守
- 容器包装廃棄物の排出抑制

事業者の役割

- 過剰包装の抑制
- 店頭回収の推進

●収集・運搬計画

- ごみの収集・運搬は構成市町村が引き続き主体となり実施します。

●中間処理計画

①ごみ処理施設の適正な維持管理

令和 6 年度に供用を開始したクリーンセンターしもきたを長期にわたって使用していくため、計画的かつ定期的な点検・清掃・補修整備を行うことで、予防保全の徹底を図ります。

また、安全で安定したごみ処理のため、適正な運営や維持管理、運営モニタリングを行いながら、適宜運転条件を調整します。

②焼却処理量の減量

構成市町村のいずれにおいても人口 1 人当たり年間処理経費が高く、大間町を除く 4 市村で収集運搬と中間処理に係る費用が高い値となっています。これに鑑みて、発生段階でのごみ排出量の削減及び処理段階での資源化を推進し、焼却処理量の減量を図ります。

③プラスチック資源の資源化に関する検討

本組合ではプラスチック資源の焼却処理を実施しています。そのため、今後はプラスチック資源を取り巻く動向を注視しつつ、構成市町村と一体となってプラスチック資源の資源化に関する検討を模索します。

●最終処分計画

①外部委託量の減量

本組合では、埋立対象物の処理を外部委託しており、焼却施設の処理方式変更に伴い外部委託量も増加しています。そのため、発生段階でのごみ排出量の削減、処理段階での資源化を推進することで外部委託量の減量を図ります。

②最終処分場の適正な維持管理

構成市町村が保有する最終処分場については、引き続き構成市町村が適正な維持管理に努め、環境保全に十分留意します。